

輸入植物検疫規程

沿革

昭和25年7月8日 農林省告示第 206号
 昭和27年7月1日 農林省告示第290号〔第一次改正〕
 昭和33年12月22日 農林省告示第1061号〔第二次改正〕
 昭和46年1月30日 農林省告示第178号〔第三次改正〕
 昭和46年10月28日 農林省告示第1812号〔第四次改正〕
 昭和47年6月27日 農林省告示第1001号〔第五次改正〕
 昭和47年12月23日 農林省告示第2453号〔第六次改正〕
 昭和59年10月29日 農林水産省告示第2168号〔第七次改正〕
 昭和60年6月7日 農林水産省告示第853号〔第八次改正〕
 平成04年6月15日 農林水産省告示第715号〔第九次改正〕
 平成07年1月18日 農林水産省告示第82号〔第十次改正〕
 平成07年6月16日 農林水産省告示第802号〔第十一次改正〕
 平成09年3月10日 農林水産省告示第352号〔第十二次改正〕
 平成09年8月4日 農林水産省告示第1245号〔第十三次改正〕
 平成10年11月16日 農林水産省告示第1749号〔第十四次改正〕
 平成15年8月29日 農林水産省告示第1327号〔第十五次改正〕
 平成17年4月1日 農林水産省告示第672号〔第十六次改正〕
 平成18年2月1日 農林水産省告示第113号〔第十七次改正〕
 平成18年7月28日 農林水産省告示第1048号〔第十八次改正〕
 平成18年10月6日 農林水産省告示第1352号〔第十九次改正〕
 平成19年3月30日 農林水産省告示第400号〔第二十次改正〕
 平成20年9月4日 農林水産省告示1378号〔第二十一次改正〕
 平成23年3月7日 農林水産省告示543号〔第二十二次改正〕
 平成24年7月25日 農林水産省告示第1832号〔第二十三次改正〕

輸入植物検疫規程

(検査する数量及び方法)

- 第一条** 植物防疫法(以下「法」という。)第八条の検査は、植物又は輸入禁止品の種類別に別表第一に掲げる数量について行う。
- 2** 法第八条の検査は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、別表第一に掲げる数量未満について行うことができるものとする。
- 一 輸入しようとする植物に添附された法第六条第一項の検査証明書又はその写しに輸出国政府機関による検査の実施を確認した旨の植物防疫官の付記がなされている場合
- 二 輸入しようとする植物に特別な検疫上の措置がなされているときその他取締上支障がないと認められる場合
- 3** さつまいも、ばれいしよ、果樹、さとうきび及びグラジオラス、すいせん、ゆり、チューリップその他の球根類並びにげんげ、米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす、コブラについて行う法第八条の検査は次の方法による。
- 一 さつまいも及び果樹については検疫有害動植物の付着するものを廃棄し、又は消毒した後隔離栽培を行って検査する。
- 二 ばれいしよ及びさとうきびについては、検疫有害動植物の付着するものを廃棄し、又は消毒した後、栽培の用に供しない認められるもの以外のものにつき、隔離栽培を行って検査する。
- 三 グラジオラスの球根については外皮を除いた後、すいせんの球根については温湯浸せきを行つた後検査する。なお、ウイルス病に罹病している球根があると認められるものについては、更に隔離栽培を行って検査する。
- 四 ゆり、チューリップ及びその他の球根類については、検査した後、ウイルス病に罹病している球根があると認められるものにつき、更に隔離栽培を行って検査する。
- 五 げんげの種子は、比重一・一〇の塩水選を行って検査する。
- 六 米、麦、雑穀、穀粉、ぬか、ふすま、搾油かす及びコブラは、陸揚前に綿密に予備検査を行つた後検査する。

(検査合格の基準)

- 第二条** 法第八条の検査は、次の各号に該当する場合を合格とする。
- 一 検疫有害動植物がない場合
- 二 法第七条第一項の輸入禁止品でない場合
- 三 法第四条第二項又は第九条第一項の規定による消毒(くん蒸、除去等の措置を含む。以下同じ。)を実施して検疫有害動植物が死滅し、又は除去されたものと確認される場合

(廃棄消毒等処分の基準)

- 第三条** 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による処分は、次の各号に掲げる基準により行う。
- 一 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号。以下「規則」という。)別表二に掲げる検疫有害動植物を発見したときにあつてはその荷口の全部の焼却(焼却と同一の効果のある煮沸、海没、埋没、くん蒸等の措置を含む。以下本条中同じ。)
- 二 前号の場合において当該検疫有害動植物が僅少であるときその他取締上支障がないと認めるときにあつては当該荷口の全部又は一部(取締上必要な範囲に限る。以下同じ。)の消毒又は焼却

三 土が付着し、又は混入しているときにあつては当該荷口の全部又は一部の焼却

四 第一号の検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したときにあつてはその種類及び植物別に別表第三に掲げる措置

五 前号の場合において当該検疫有害動植物が僅少であるときその他取締上支障がないときにあつては当該検疫有害動植物の付着しているものの全部又は一部の消毒又は焼却

2 植物防疫官は、食糧用に供するか穀類又は製油原料に、検疫有害動植物を発見した場合であつて、当該植物が直ちに、製粉され、製麦され、又は搾油され、かつ、きょう雑物及び精選かすの焼却並びに麻袋その他の包装物の消毒措置が行われるときは、前項の規定にかかわらず合格とすることがある。

3 植物防疫官は、当該植物又は容器包装を所有し、若しくは管理する者の申請があつた場合において、監督及び取締上適当であると認められるときは、第一項の規定にかかわらず積戻を許可し、又はかん詰若しくはびん詰等の材料として使用することを許可することができる。

(消毒方法の基準)

第四条 法第四条第二項又は法第九条第一項の規定による消毒は、別表第三に掲げる方法を基準とする。但し、植物防疫官は、消毒施設の周囲の状況、構造及び組材、消毒すべき物件の数量又は処理温度を勘案して当該基準を変更することができる。

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含む。)の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するライロであつて植物防疫官が指定するものにおいて行なうものとする。

(検査証明書を必要とする国)

第五条 法第六条第一項第一号の植物検疫について政府機関を有しない国は、次に掲げられていない国である。

インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、ラオス、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アメリカ領バーミンガム諸島、アルゼンチン、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、英領バーミンガム諸島、エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ポリビア、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、モントセラト、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トケラウ諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フランス領ポリネシア、マーシャル、ミクロネシア、ワリス・フチュナ諸島

(検疫の対象とならない植物)

第六条 次の各号に掲げる物は、法第二条第一項の植物に該当しない。

一 製材、防腐木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加工品

二 木材こん包材(加工又は処理が行われていない木材を用いて製造された、パレット、ダンネージ、木枠、こん包ブロック、ドラム、木箱、積載板、パレットカラー、スキッドその他のこん包材にあつては、生産国において別表第六に掲げる方法による消毒が行われ、かつ、別記様式による表示が付されているものに限る。)

三 籐及びコルク

四 麻袋、綿、綿布、へちま製品、紙、ひも、綱等の繊維製品及び粗繊維(原綿を含む。)であつて植物の包装材料として使用されたことのないもの。

五 製茶、ホップの乾花及び乾たけのこ

六 発酵処理されたバナラビーン

七 亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物

八 あんず、いちじく、かき、しなざるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアツプル、バナナ、パイアヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんの乾果

九 ココヤシの内果皮を粒状にしたもの

十 乾燥した香辛料であつて小売用の容器に密封されているもの

(有害植物の範囲)

第七条 左の各号に掲げる物は、法第二条第二項の有害植物に該当しない。

一 有用植物を直接又は間接に害しないちやわんたけ等の真菌、むらさきほこりかび等の粘菌、及びバチルス・フオスフォロイス等の細菌

二 死滅した有害植物

- 三 まつたけ、きくらげ、マツシユルーム等の食用菌及び醸造用として使用する菌類
- 四 ペニシリン、ストレプトマイシン等の薬剤を製造するのに使用する有用菌及び薬用地衣類

(有害動物の範囲)

第八條 左の各号に掲げる物は、法第二条第三項の有害動物に該当しない。

- 一 有用植物を直接に害しない、しみ、むかで、ひる等
- 二 死滅した有害動物
- 三 ひまさん、モルモット等の有用動物

(輸入禁止品の範囲)

第九條 法第七条第一項第三号の土には、次に掲げる物を含まない。

陶土、りん鉱、けいそう土、ポーキサイド、有機質を混入しない砂れき

前 文〔抄〕〔昭和三三年一月二日農林省告示第一〇六一号〕昭和三十四年一月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和四六年一月三〇日農林省告示第一七八号〕昭和四十六年三月一日から施行する。

附 則〔昭和四六年一月二八日農林省告示第一八一二号〕

輸入植物検疫規程別表第三の十七の項の消毒方法の基準については、昭和四十六年十一月十五日までは、なお従前の例によることができる。

前 文〔抄〕〔昭和五九年一月二九日農林水産省告示第二一六八号〕昭和五十九年十一月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔昭和六〇年六月七日農林水産省告示第八五三号〕昭和六十年六月十日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成四年六月一五日農林水産省告示第七一五号〕平成四年七月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成七年一月一八日農林水産省告示第八二号〕平成七年二月十七日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成七年六月一六日農林水産省告示第八〇二号〕平成七年七月十七日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成九年三月一〇日農林水産省告示第三五二号〕平成九年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成九年八月四日農林水産省告示第一二四五号〕平成十年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成十年十一月十六日農林水産省告示第一七四九号〕平成十年十二月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成十八年七月二八日農林水産省告示第一〇四八号〕平成十八年八月一〇日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成十八年十月六日農林水産省告示第一三五二号〕平成十九年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成十九年三月三〇日農林水産省告示第四〇〇号〕平成十九年四月十二日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二〇年九月四日農林水産省告示第千三百七十八号〕平成二〇年九月十一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二三年三月七日農林水産省告示第五四三三号〕平成二十三年九月七日から施行する。

別表第一 検査すべき数量〔第一条〕

植物の種類		検査荷口の大きさ		検査する数量
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、莖、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	—		全量
	2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等	九二〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上	九二〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本未満	五〇%以上 四六〇本以上 五七〇本以上 七五〇本以上 九二〇本以上
二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	くわ、さとうきび、ちや等	九二〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上	九二〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本未満	五〇%以上 四六〇本以上 五七〇本以上 七五〇本以上 九二〇本以上
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であつ	1 いちょう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等	一、〇〇〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上 二四、〇〇一本以上	一、〇〇〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本未満 二四、〇〇一本未満	三〇%以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上 六〇〇本以上 八〇〇本以上

て栽培の用に供するもの	2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	<p>一、〇〇〇本以上 六、〇〇一本以上 九、二〇一本以上</p>	<p>一、〇〇〇本未満 六、〇〇一本未満 九、二〇一本未満</p> <p>三〇%以上 三〇〇本以上 三五〇本以上 四〇〇本以上</p>
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供しないと認められるものを除く。)	-	-	全量
五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンズ、ゆり等	<p>一、〇〇〇個以上 四、〇〇一個以上 一〇、〇〇一個以上 二〇、〇〇一個以上 四〇、〇〇一個以上</p>	<p>一、〇〇〇個未満 四、〇〇一個未満 一〇、〇〇一個未満 二〇、〇〇一個未満 四〇、〇〇一個未満</p> <p>三〇%以上 三〇〇個以上 四五〇個以上 六〇〇個以上 七五〇個以上 九〇〇個以上</p>
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等 2 前号に掲げるもの以外の植物	<p>一、〇〇〇本以上 六、〇〇一本以上 九、二〇一本以上</p> <p>一、〇〇〇本以上 一、八四一本以上 四、六〇一本以上 九、二〇一本以上 二四、〇〇一本以上</p>	<p>一、〇〇〇本未満 六、〇〇一本未満 九、二〇一本未満</p> <p>一、〇〇〇本未満 一、八四一本未満 四、六〇一本未満 九、二〇一本未満 二四、〇〇一本未満</p> <p>三〇%以上 三〇〇本以上 三五〇本以上 四〇〇本以上</p> <p>三〇%以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上 六〇〇本以上 八〇〇本以上</p>
七 種子であって栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ 2 前号に掲げるもの以外の植物	<p>一〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 一、五〇〇キログラム以上 七、五〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上</p> <p>一〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上 一、五〇〇キログラム以上 七、五〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>一〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 一、五〇〇キログラム未満 七、五〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満</p> <p>一〇キログラム未満 五〇〇キログラム未満 一、五〇〇キログラム未満 七、五〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満</p> <p>二〇%以上 二キログラム以上 四キログラム以上 六キログラム以上 一〇キログラム以上 一四キログラム以上</p> <p>一〇%以上 一キログラム以上 二キログラム以上 三キログラム以上 五キログラム以上 七キログラム以上</p>

<p>八 特殊容器に封入された植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>試験管等に培養又は密封されているすべての植物</p>	<p>二〇〇個以上 一、〇〇一個以上</p> <p>二〇〇個未満 一、〇〇一個未満</p>	<p>三%以上 六個以上 一二個以上</p>
<p>九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であつて観賞の用に供するもの</p>	<p>1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビューム、ばら、ライラック等</p>	<p>一、五〇〇本以上 一〇、〇〇一本以上 三〇、〇〇一本以上 七五、〇〇一本以上</p> <p>一、五〇〇本未満 一〇、〇〇一本未満 三〇、〇〇一本未満 七五、〇〇一本未満</p>	<p>二〇%以上 三〇〇本以上 三五〇本以上 四〇〇本以上 四五〇本以上</p>
	<p>2 ヘリコニア、もみ等であつて大型のもの</p>	<p>三七五本以上 二、〇〇一本以上 七、五〇一本以上</p> <p>三七五本未満 二、〇〇一本未満 七、五〇一本未満</p>	<p>二〇%以上 七五本以上 一〇〇本以上 一五〇本以上</p>
<p>十 生果実及び生野菜</p>	<p>1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等</p>	<p>二〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上 二〇〇、〇〇〇キログラム以上 三六〇、〇〇〇キログラム以上</p> <p>二〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満 二〇〇、〇〇〇キログラム未満 三六〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上 三〇〇キログラム以上 三七〇キログラム以上 四五〇キログラム以上 五〇〇キログラム以上</p>
	<p>2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等</p>	<p>一〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p> <p>一〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一一〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 一八〇キログラム以上</p>
	<p>3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実</p>	<p>五〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p> <p>五〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 一〇キログラム以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 五〇キログラム以上 六〇キログラム以上</p>

<p>4 ココヤシ、ドリアン、バナナ、パイナップル等</p>	<p>一〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上 二四〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>一〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満 二四〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一一〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上</p>
<p>5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等</p>	<p>七五キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>七五キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 七〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上 一二〇キログラム以上</p>
<p>6 かぼちゃ、すいか、メロン等</p>	<p>二〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>二〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一八〇キログラム以上 二二〇キログラム以上 三〇〇キログラム以上 三七〇キログラム以上</p>
<p>7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリ、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、ばれいしょ(栽培の用に供しないと認められるものに限る。)レタス等</p>	<p>一〇〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>一〇〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一一〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 一八〇キログラム以上</p>
<p>8 あさつき、アスパラガス、ア</p>	<p>七五キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>七五キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上</p>

	<p>一 テイチョ ーク、うど、 はなやさい、ブロッ コリー、ま だけ、みよ うが、らっ きょう、リー キ等</p>	<p>二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>三〇キログラム以上 五〇キログラム以上 七〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一三〇キログラム以上 一六〇キログラム以上</p>
	<p>9 いち ご、えんど う、おくら、 とうがらし、 しそ、チコ リ、芽キャ ベツ等及 び細断さ れた野菜 類</p>	<p>七五キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 五、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 六〇、〇〇〇キログラム以上 一二〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>七五キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 五、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 六〇、〇〇〇キログラム未満 一二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>二〇%以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四五キログラム以上 五五キログラム以上 八〇キログラム以上 一〇〇キログラム以上</p>
<p>十一 か穀 類の種子 であって栽培 の用に供さないもの (ひき割り、粉碎等 の一次加工品を含む。</p>	<p>1 精米、 モルト等</p>	<p>一二〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>一二〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>五%以上 六キログラム以上 一〇キログラム以上 一五キログラム以上 三〇キログラム以上 四五キログラム以上 六〇キログラム以上 八〇キログラム以上</p>
	<p>2 いね (精米を除く。)、お おむぎ、こむ ぎ、とうもろ こし等</p>	<p>六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>一〇%以上 六キログラム以上 八キログラム以上 一二キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 一六〇キログラム以上 二〇〇キログラム以上</p>
<p>十二 豆類 の種子で あって栽培 の用に供さ ないもの (だいずを 除きひき割 り、粉碎等 の一次加工 品を含む。)</p>	<p>あずき、い んげんま め、えんど う、ささげ、 そらまめ、 らいまめ、 らっかせ い、りよくと う等</p>	<p>六〇キログラム以上 八〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 一〇〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>六〇キログラム未満 八〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 一〇〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>一〇%以上 六キログラム以上 九キログラム以上 一二キログラム以上 一八キログラム以上 二七キログラム以上 四五キログラム以上 八〇キログラム以上 一二〇キログラム以上</p>
<p>十三 油料 種子であつ て栽培の 用に供さな いもの及</p>	<p>1 あぶら な、あま、 ごま、コプ ラ、だい ず、ひま、</p>	<p>六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上</p>	<p>六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満</p>	<p>一〇%以上 六キログラム以上 八キログラム以上 一二キログラム以上</p>

び肥料用 又は飼料 用植物	べにばな 等	二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上	七〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満	二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 一六〇キログラム以上 二〇〇キログラム以上
	2 アルフ アルファヘ イキュー ブ、アルフ アルファペ レット、米 ぬか、大豆 かす、ふす ま等	六〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上	六〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 一〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 六キログラム以上 九キログラム以上 一五キログラム以上 二五キログラム以上 四五キログラム以上 七〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 一五〇キログラム以上
	3 アルフ アルファ、 チモシー等 の乾草	三〇〇キログラム以上 三、〇〇〇キログラム以上 二四、〇〇〇キログラム以上 二〇〇、〇〇〇キログラム以上	三〇〇キログラム未満 三、〇〇〇キログラム未満 二四、〇〇〇キログラム未満 二〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 三〇キログラム以上 六〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 二四〇キログラム以上
十四 殻果 類の種子 であって栽 培の用に 供さないも の	1 くり及び くるみ等	三〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 一〇〇、〇〇〇キログラム以上 五〇〇、〇〇〇キログラム以上 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム以上	三〇〇キログラム未満 八〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 一〇〇、〇〇〇キログラム未満 五〇〇、〇〇〇キログラム未満 二、〇〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 三〇キログラム以上 四五キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一五〇キログラム以上 二五〇キログラム以上 四〇〇キログラム以上 六〇〇キログラム以上
	2 いちよ う、カシュ ーナッツ、 はしばみ、 ペカン、む きぐり、む きぐるみ等	六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 三〇〇、〇〇〇キログラム以上	六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 三〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 六キログラム以上 八キログラム以上 一二キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 五〇キログラム以上
十五 し好 品・香辛料 及び薬料・ 染料類で あって栽培 の用に供さ ないもの	うこん、くち なし、コー ヒー豆、コ コア豆、こ しょう、薬 用にんじん 等	六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 三〇〇、〇〇〇キログラム以上 九〇〇、〇〇〇キログラム以上	六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 三〇〇、〇〇〇キログラム未満 九〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 六キログラム以上 八キログラム以上 一二キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 五〇キログラム以上 七〇キログラム以上

十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみがら等及びさく葉標本	五キログラム以上 五〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 一六〇、〇〇〇キログラム以上	五キログラム未満 五〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 一六〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 〇・五キログラム以上 一キログラム以上 二キログラム以上 三キログラム以上 五キログラム以上 七キログラム以上
	2 乾燥花き	二〇キログラム以上 一六〇キログラム以上 一、〇〇〇キログラム以上 四、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上	二〇キログラム未満 一六〇キログラム未満 一、〇〇〇キログラム未満 四、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 二キログラム以上 四キログラム以上 八キログラム以上 一二キログラム以上 二〇キログラム以上
十七 わら類	稲わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	三〇〇キログラム以上 三、〇〇〇キログラム以上 二四、〇〇〇キログラム以上 二〇〇、〇〇〇キログラム以上	三〇〇キログラム未満 三、〇〇〇キログラム未満 二四、〇〇〇キログラム未満 二〇〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 三〇キログラム以上 六〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 二四〇キログラム以上
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等	三、〇〇〇本以上 八、〇〇一本以上 一六、〇〇一本以上 三〇、〇〇一本以上	三、〇〇〇本未満 八、〇〇一本未満 一六、〇〇一本未満 三〇、〇〇一本未満	一〇%以上 三〇〇本以上 四〇〇本以上 五〇〇本以上 六〇〇本以上
	2 まだけ、もうそうちく等	二〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 一八〇、〇〇〇キログラム以上	二〇〇キログラム未満 八〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 一八〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四〇キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上 一二〇キログラム以上 一八〇キログラム以上
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	一〇〇キログラム以上 八〇〇キログラム以上 二、〇〇〇キログラム以上 七、〇〇〇キログラム以上 二〇、〇〇〇キログラム以上 七〇、〇〇〇キログラム以上 一八〇、〇〇〇キログラム以上	一〇〇キログラム未満 八〇〇キログラム未満 二、〇〇〇キログラム未満 七、〇〇〇キログラム未満 二〇、〇〇〇キログラム未満 七〇、〇〇〇キログラム未満 一八〇、〇〇〇キログラム未満	一〇%以上 一〇キログラム以上 一五キログラム以上 二〇キログラム以上 三〇キログラム以上 四五キログラム以上 六〇キログラム以上 九〇キログラム以上
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	—	—	全量
二十一 植物検疫についての	—	—	—	前各項の検査荷口の大きさに掲げる最小数量の二倍以上

政府機関を有しない国から輸入される前各項に掲げるもの		
----------------------------	--	--

本表…全部改正〔昭和二十七年七月農林省告示二九〇号〕、一部改正〔昭和三十三年一月農林省告示一〇六一号・四十七年六月一〇〇一号・六〇年六月農林水産省告示八五三号〕、全部改正〔平成四年六月農林水産省告示七一五号・平成九年三月三五二号〕、一部改正〔平成一八年二月一一三号〕

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準（平成25年1月25日から適用、平成25年1月24日まではこちら）

植物の種類	検疫有害動植物	措置
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等 ミカンクロトゲコナジラミ、モモキバガ キシレーラ・ファスティディオーサ、デウテロフォーマ・トラケイフィラ、ウメ輪紋ウイルス	検査荷口の全部の焼却
	ブドウオオハリセンチュウ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
	オティオリクス・シングラリス、ブドウネアブラムシ、ヨーロツパリンゴアブラムシ、リンゴコカクモンハマキ、ルリカミキリ カンキツそうか病菌、根頭がんしゅ病菌、カンキツトリステザウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	2 アボカド、キウイフルーツ、パイナップル、フェイジョア、マンゴウ等 ロセリニア・ブノデス キフィネマ・ブレウイコレ	検査荷口の全部の焼却 検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	くわ、さとうきび、ちや等 モロコシマダラメイガ サトウキビフィジー病ウイルス	検査荷口の全部の焼却
	テムズネコブセンチュウ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
	サトウキビコクゾウムシ、ゼウゼラ・コフェアエ、チャドクガ、ヒラタカタカイガラムシ、ルビーロウムシ 紫紋羽病菌、根頭がんしゅ病菌、サトウキビモザイクウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 いちょう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等 シロヘリクチプトゾウムシ ニレ立枯病菌	検査荷口の全部の焼却
	キタネコブセンチュウ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害動物の付着している植物の地下部の焼却
	アメリカマツノキクイムシ、キナラ・ストロピ、トドハジワタアブラムシ、パラクレメンシア・アケリフオリエラ、マイマイガ、マツコックス・レシノサエ、ヨーロツパニレノキクイムシ 紫紋羽病菌、モミ類がんしゅ病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	2 ドラセナ、めやし、ユッカ等 ロセリニア・ブノデス	検査荷口の全部の焼却
	キシレポルス・フェルギネウス、ドクガ、ファスス・マラバリクス、ヤシクビレマルカイガラムシ、ヤシツノアブラムシ 白絹病菌、根頭がんしゅ病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽	シロヘリクチプトゾウムシ フザリウム・オキシスポラム分化型テューベロシ	検査荷口の全部の焼却

輸入植物検疫規程

<p>培の用に供さないものを含む。)</p>		<p>カロコリス・ノルウェギクス、コロオコリス・フスクス、サツマイモアザミウマ、ディヌロトリプス・ホオケリ、マルクビクシコムツキ</p> <p>ジャガイモ疫病菌、サツマイモ立枯病菌、ジャガイモ輪腐病菌、ジャガイモ葉巻ウイルス</p>	<p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p>
<p>五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの</p>	<p>アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンズ、ゆり等</p>	<p>シロヘリクテプトソウムシ</p> <p>ドレクスレラ・イリディス</p> <p>チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、コプアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナアブ</p> <p>スクレロティニア・バルボラム、フィットフーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンズ黄腐病菌、タバコ萎えそウイルス</p> <p>炭そ病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p> <p>検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの</p>	<p>1 すいれん、たぬきも等</p> <p>2 前号に掲げるもの以外の植物</p>	<p>スクミリンゴガイ、ウスバキトビケラ、クロテンシロミズメイガ</p> <p>スイレン葉腐病菌</p> <p>アフリカマイマイ、サビロカスミカメ</p> <p>カーネーションリングスポットウイルス</p> <p>オオタバコガ、オンパバタ、キスジノミハムシ</p> <p>キク半身萎ちよう病菌、宿根カスミノウ疫病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌</p>	<p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p> <p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p>
<p>七 種子であって栽培の用に供するもの</p>	<p>1 いね、おむぎ及びこむぎ</p> <p>2 前号に掲げるもの以外の植物</p>	<p>ティレチア・インディカ</p> <p>コムギツブセンチュウ、グラナリアコクゾウムシ、コクゾウモドキ、スジコナメダラメイガ</p> <p>イネいもち病菌、オオムギ黒穂病菌、コムギなまぐさ黒穂病菌</p> <p>麦角病菌</p> <p>ディプロディア・マイデイス、スイートピー帯化病菌</p> <p>ベントグラスセンチュウ、アカイロマゾウムシ、アルファルフアタネコバチ、カンシマメイガ、グラナリアコクゾウムシ、ダシネウラ・レグミニコラ、ヒレミア・アントラキナ、モモトジマメゾウムシ、リモニウス・カリフォルニクス</p> <p>テンサイ褐斑病菌、キャベツ黒腐病菌、キュウリ緑斑モザイクウイルス</p> <p>ダイズ紫斑病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p> <p>検疫有害植物の付着している植物が〇・〇五%以上あるときは、検査荷口の全部の熱処理、粉碎処理又は焼却若しくは検疫有害植物の付着しているものの焼却</p> <p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの熱処理、薬剤処理又は焼却</p> <p>検疫有害植物の付着している植物が1%以上あるときは、検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの熱処理、薬剤処理又は焼却</p>
<p>八 特殊容器に封入された植物及びその部分であって栽培の用に供するもの</p>	<p>試験管等に培養又は密封されているすべての植物</p>	<p>—</p>	<p>前各号に掲げた植物の種類及び検疫有害動物の種類別に掲げた措置</p>
<p>九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であって觀賞の用に供するもの</p>	<p>1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビウム、ばら、ライラック等</p> <p>2 ヘリコニア、もみ等であって大型のもの</p>	<p>シロヘリクテプトソウムシ、サビロカスミカメ</p> <p>ディボトリオン・モルボスム</p> <p>オナジマイマイ、アウトプルス・エゲナ、キクヒメヒゲナガアブラムシ、コムリガ、バラシロハマキ、パラフィットミザ・ディアントコラ、フェナコックス・ゴンパイ、マクロシウム・ロサエ、リンキテス・ピコロル</p> <p>カトレア褐色腐敗病菌、バラ枝枯病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p>
<p>十 生果実及び生野菜</p>	<p>1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめる、りんご、レモン等</p>	<p>カリブミバエ、スモモゾウムシ、ナタールミバエ、モモキバガ、ヨーロッパアウトウミバエ、リンゴミバエ</p> <p>エビディアスピス・レペリイ、グラフォリタ・パカルディ、クルマダラメイガ、フランクリニエラ・ウァッキニイ、ミカンキジラミ、ミカンコナカイガラムシ、ミカンコナジラミ、ミカンワタコナジラミ</p> <p>カンキツ黒星病菌、フィットフーラ・シリンガエ、モモせん孔細菌病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>

輸入植物検疫規程

<p>2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等</p> <p>3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実</p>	<p>黒腐病菌</p>	<p>検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>4 ココやし、ドリアン、バナナ、パイナップル等</p> <p>5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等</p>	<p>ニシインドミバエ、バクトロケラ・パシフロラエ、フタスジマンゴウミバエ、メキシコミバエ</p> <p>クサギカメシ、クロスジコバネアブラムシ、ココアホソガ、バナナコナカイガラムシ</p> <p>フィットトーラ・シナモミ、アボカド斑点細菌病菌</p> <p>黒腐病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却</p> <p>検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>6 かぼちゃ、すいか、メロン等</p> <p>7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等</p> <p>8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p> <p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>ヘテロデラ・クルキフェラエ、イチゴクテプトゾウムシ、オオモンシロテヨウ、ジャガイモヒメヨコバイ、トウガラシミバエ、バクトロケラ・ククミス</p> <p>アシゲロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィクス、オンシツコナジラミ、タバコガ、ハイジマハナアブ、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ</p> <p>ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌</p> <p>クロツヤバエ、トウヨウヒメハナバエ</p>	<p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は検疫有害動物の付着しているものの焼却。検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>十一 か穀類の種子であって栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)</p>	<p>1 精米、モルト等</p> <p>2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等</p>	<p>マジョルカコマイマイ、グラナリアコクゾウムシ、コクゾウモドキ、コツコクヌストモドキ、スジコナダラメイガ、トリボリウム・デストルクトル、ヒメアカカツオブシムシ、ファラクソノタ・キルスキ</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却</p>
<p>十二 豆類の種子であって栽培の用に供さないもの(だいを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)</p>	<p>あずき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらまめ、らいまめ、らつかせい、りよくとう等</p>	<p>インゲンマメゾウムシ、ノシメダラメイガ、ハイロマメゾウムシ、ブラジルマメゾウムシ、モモトジマメゾウムシ</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却</p>
<p>十三 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物</p>	<p>1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいたい、ひま、べにはな等</p> <p>2 アルファルファヘイキューブ、アルファルファベレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等</p> <p>3 アルファルファ、チモシー等の乾草</p>	<p>オオコナナガシクイムシ、グラナリアコクゾウムシ、ノシメダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ、プティヌス・フル</p> <p>オーストラリアヒョウホンムシ、スジダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ</p> <p>アメリカコバネナガカメシ、サビイロカスミカメ</p> <p>マジョルカコマイマイ、アルファルファタコゾウムシ、イネミズゾウムシ、ヒソビギア・コスタリス</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却</p> <p>検査荷口の全部の焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却</p>
<p>十四 殻果類の種子であって栽培の用に供さないもの</p>	<p>1 くり、くるみ等</p> <p>2 いちよう、カシューナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等</p>	<p>キディア・カリアナ、クリミガ、クルクリオ・ダウディ、クルミダラメイガ、クルミミバエ</p> <p>カシノシマメイガ、コクゾウモドキ、コツコクヌストモドキ、ホソカクムネヒラタムシ</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却</p> <p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却</p>

輸入植物検疫規程

十五 し好品・香料及び染料類であって栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用にんじん等	ウガンダカウムネヒラタムシ、カシノシマメイガ、コーヒーノミキクイムシ、コクゾウモドキ、ステファノデレス・コフェアエ、セトモルファ・ルテラ、ヒメアカカツオブシムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみから等及びさく葉標本 2 乾燥花き	オーストラリアヒョウホムシ、トリコリヌス・タバキ、トリポリウム・デストルクトル	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十七 わら類	稲わら、麦わら及びびなわ、むしろその他のわら工品	ムギチャイロカメムシ ニカメイガ、フタスジカスミカメ イネいもち病菌、オオムギ黒さび病菌、ムギ条斑病菌	検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等 2 まだけ、もうそうちく等	アメリカマツノキクイムシ、オナガキバチ、キアシツヤナガシンクイムシ、シロホシアナキゾウムシ、スギカミキリ、ダグラスモミオキクイムシ、ポクトウガ、ヨーロッパニレノキクイムシ タケトラカミキリ、ディノデルス・ブレウイス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害動物の付着しているもののくん蒸、熱処理、水没、薬剤処理又は焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	イエカミキリ、スジマダラメイガ、トロゴデルマ・グラブルム、ヒメアカカツオブシムシ、ホソナガシンクイムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	輸入を許可された検疫有害動物植物以外の検疫有害動物植物	検査荷口の全部又は検疫有害動物植物の付着しているもののくん蒸、熱処理又は焼却

備考 この表に掲げる植物、検疫有害動物は、例示であって、ここに例示されていないものについては、この表に準じて措置するものとする。

本表…全部改正〔昭和二十七年七月農林省告示二九〇号〕、一部改正〔昭和三十三年二月農林省告示一〇六一号・四十七年六月一〇〇一号〕、全部改正〔平成四年六月農林水産省告示七一五号・九年三月三五二号〕、一部改正〔平成一〇年一月農林水産省告示一七四九号・一七年四月六七二号・一八年七月一〇四八号・一九年三月四〇〇号・二〇年九月一三七八号・二三年三月五四三号・二四年七月一八三二号〕

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準（平成25年1月24日まで適用、平成25年1月25日からはこちら）

植物の種類	検疫有害動物	措置	
一 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	ミカンクトロゲコナジラミ、モモキバガ キシレーラ・ファスティディオーサ、デウテロフォーマ・トラケイフィラ、プラムボックスウイルス ブドウオオハリセンチュウ オティオリクス・シングラリス、ブドウネアプラムシ、ヨーロッパリンゴアプラムシ、リンゴコカクモンハマキ、ルリカミキリ カンキツそうか病菌、根頭がんしゅ病菌、カンキツトリステザウイルス	検査荷口の全部の焼却 検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	2 アボカド、キウイフルーツ、パイナップル、フェイジョア、マンゴウ等	ロセリニア・ブノデス キフィネマ・ブレウイコレ	検査荷口の全部の焼却 検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		オリゴニクス・コフェアエ、オリーブカタカイガラムシ、オルタガ・エクスウィナケア、シイノキクイムシ、ジャワマルカイガラムシ、ディアクリシア・インウェスティゴトルム エリスリシウム・サルモニカラー、アボカド斑点細菌病菌、トマト黄化えそウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	二 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	くわ、さとうきび、ちや等	モロコシマダラメイガ サトウキビフィジー病ウイルス テムズネコブセンチュウ サトウキビコクゾウムシ、ゼウゼラ・コフェアエ、チャドクガ、ヒラタカタカイガラムシ、ルビーロウムシ 紫紋羽病菌、根頭がんしゅ病菌、サトウキビモザイクウイルス

輸入植物検疫規程

三 前各項に掲げる植物以外の樹木類及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 いちょう、すぎ、そてつ、つばき、まつ、やし類等	シロヘリクテプトゾウムシ ニレ立枯病菌	検査荷口の全部の焼却
		キタネコブセンチュウ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害動物の付着している植物の地下部の焼却
		アメリカマツノキクイムシ、キナラ・ストロビ、トドハトジワタアブラムシ、パラクレメンシア・アケリフオリエラ、マイマイガ、マツコックス・レシノサエ、ヨーロッパニレノキクイムシ 紫紋羽病菌、モミ類がんしゅ病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	2 ドラセナ、めやし、ユッカ等	ロセリニア・ブノデス	検査荷口の全部の焼却
		キシレポルス・フェルギネウス、ドクガ、ファス・マラパルクス、ヤシクビレマルカイガラムシ、ヤシツノアブラムシ 白絹病菌、根頭がんしゅ病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
四 さつまいも及びばれいしょの生茎及び生塊根又は生塊茎(栽培の用に供さないものを含む。)	一	シロヘリクテプトゾウムシ フザリウム・オキシスポラム分化型テューペロッシ	検査荷口の全部の焼却
		カロコリス・ノルウェギクス、コレオコリス・フスクス、サツマイモアザミウマ、ディヌロトリプス・ホオケリ、マルクビクシコメツキ ジャガイモ疫病菌、サツマイモ立枯病菌、ジャガイモ輪腐病菌、ジャガイモ葉巻ウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
五 球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	アマリリス、グラジオラス、クロッカス、すいせん、ダリア、チューリップ、にんにく、ヒアシンズ、ゆり等	シロヘリクテプトゾウムシ ドレクスレラ・イリディス	検査荷口の全部の焼却
		チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、コバシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナアブ、タマネギバエ スクレロチニア・バルボラム、フィトフトーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンズ黄腐病菌、タバコ萎えそウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
		炭そ病菌	検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
六 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等	スクミリンゴガイ、ウスバキトビケラ、クロテンシロミズメイガ スイレン葉腐病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
	2 前号に掲げるもの以外の植物	アフリカマイマイ、サビロカスミカメ カーネーションリングスポットウイルス オオタバコガ、オンパッター、キスジノミハムシ、ジャワマルカイガラムシ キク半身萎ちよう病菌、宿根カスミソウ疫病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌	検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
七 種子であって栽培の用に供するもの	1 いね、おおむぎ及びこむぎ	ティレチア・インディカ	検査荷口の全部の焼却
		コムギツブセンチュウ、グラナリアコクゾウムシ、コクゾウモドキ、スジコナマダラメイガ イネいもち病菌、オオムギ裸穂病菌、コムギなまぐさ黒穂病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
		麦角病菌	検疫有害植物の付着している植物が〇・〇五%以上あるときは、検査荷口の全部の熱処理、粉碎処理又は焼却若しくは検疫有害植物の付着しているものの焼却
	2 前号に掲げるもの以外の植物	ディプロディア・マイディス、スイートピー帯化病菌 ベントグラスセンチュウ、アカイロマメゾウムシ、アルファルファタネコバチ、カンシマメイガ、グラナリアコクゾウムシ、ダシネウラ・レグミニコラ、ヒレミア・アントラキナ、モモトジマメゾウムシ、リモニウス・カリフォルニクス テンサイ褐斑病菌、キャベツ黒腐病菌、キュウリ緑斑モザイクウイルス ダイズ紫斑病菌	検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの熱処理、薬剤処理又は焼却 検疫有害植物の付着している植物が1%以上あるときは、検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの熱処理、薬剤処理又は焼却

輸入植物検疫規程

<p>八 特殊容器に封入された植物及びその部分であって栽培の用に供するもの</p>	<p>試験管等に培養又は密封されているすべての植物</p>	<p>—</p>	<p>前各号に掲げた植物の種類及び検疫有害動物の種類別に掲げた措置</p>
<p>九 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であって観賞の用に供するもの</p>	<p>1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、しだ、デンドロビウム、ばら、ライラック等 2 ヘリコニア、もみ等であって大型のもの</p>	<p>シロヘリクチプトソウムシ、サビイロカスミカメ ディボトリオン・モルボスム オナジマイマイ、アウトブルシア・エゲナ、キクヒメヒゲナガアブラムシ、コウモリガ、バラシロハマキ、パラフィットミザ・ディアントコラ、フェナコックス・ゴシビイ、マクロシウム・ロサエ、リンキテス・ピコロール カトレア褐色腐敗病菌、バラ枝枯病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却</p>
<p>十 生果実及び生野菜</p>	<p>1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等 2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等 3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実</p>	<p>カリブミバエ、スモソウムシ、ナタールミバエ、モモキバガ、ヨーロッパオウトウミバエ、リンゴミバエ エビディアスビス・レベリイ、グラフォリタ・パカルディ、クルミマダラメイガ、フランクリニエラ・ウァッキニイ、ミカンキジラミ、ミカンコナカイガラムシ、ミカンコナジラミ、ミカンワタコナジラミ カンキツ黒星病菌、フィットフーラ・シリంగాエ、モモせん孔細菌病菌 黒腐病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却 検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>4 ココやし、ドリアン、バナナ、パンアップル等 5 アボカド、パイアヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等</p>	<p>ニシインドミバエ、バクトロケラ・バシフロラエ、フタスジマンゴウミバエ、メキシコミバエ クサギカメムシ、クロスジコバネアブラムシ、ココアホソガ、バナナコナカイガラムシ フィットフーラ・シナモミ、アボカド斑点細菌病菌 黒腐病菌</p>	<p>ニシインドミバエ、バクトロケラ・バシフロラエ、フタスジマンゴウミバエ、メキシコミバエ クサギカメムシ、クロスジコバネアブラムシ、ココアホソガ、バナナコナカイガラムシ フィットフーラ・シナモミ、アボカド斑点細菌病菌 黒腐病菌</p>	<p>検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却 検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>6 かぼちゃ、すいか、メロン等 7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等 8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等 9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>ヘテロデラ・クルキフェラエ、イチゴクチプトソウムシ、オオモンシロチョウ、ジャガイモヒメコバイ、トウガラシミバエ、バクトロケラ・ウクミス アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィクス、オンシツコナジラミ、タバコガ、タマネギバエ、ハイジマハナアブ、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイソウムシ ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌 クロツヤバエ、トウヨウヒメハナバエ</p>	<p>ヘテロデラ・クルキフェラエ、イチゴクチプトソウムシ、オオモンシロチョウ、ジャガイモヒメコバイ、トウガラシミバエ、バクトロケラ・ウクミス アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィクス、オンシツコナジラミ、タバコガ、タマネギバエ、ハイジマハナアブ、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイソウムシ ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌 クロツヤバエ、トウヨウヒメハナバエ</p>	<p>検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害動物の付着しているものの焼却。検疫有害植物の付着しているものの焼却</p>
<p>十一 か穀類の種子であって栽培の用に供さないもの(ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)</p>	<p>1 精米、モルト等 2 いね(精米を除く。)、おおむぎ、こむぎ、とうもろこし等</p>	<p>マジョルカコママイマイ、グラナリアコクソウムシ、コクソウモドキ、コソコクス、ストモドキ、スジコナマダラメイガ、トリボリウム・デストルクトル、ヒメアカカツオブシムシ、ファラクソノタ・キルスキ</p>	<p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却</p>
<p>十二 豆類の種子であって栽培の用に供さない</p>	<p>あずき、いんげんまめ、えんどう、ささげ、そらま</p>	<p>インゲンマメソウムシ、ノシメダラメイガ、ハイイロマメソウムシ、ブラジルマメソウムシ、モモトジマメソウムシ</p>	<p>検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却</p>

輸入植物検疫規程

もの(だいを除きひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。)	め、らいまめ、らつかせい、りよくとう等		
十三 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいた、ひま、べにばな等	オオコナナガシクイムシ、グラナリアコクゾウムシ、ノシメダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
	2 アルファルファ、ヘイキューブ、アルファルファベレ、ツ、米ぬか、大豆かす、ふすま等	オーストラリアヒョウホンムシ、スジマダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
	3 アルファルファ、チモシー等の乾草	アメリカコバネナガカメムシ、サビイロカスミカメ マジョルカコマイマイ、アルファルファタコゾウムシ、イネミズソウムシ、ヒソビギア・コスタリス	検査荷口の全部の焼却 検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十四 穀果類の種子であって栽培の用に供さないもの	1 くり、くるみ等	キディア・カリアナ、クリミガ、クルクリオ・ダウイディ、クルミマダラメイガ、クルミミバエ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
	2 いちよう、カシユーナツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等	カシノシマメイガ、コクゾウムシ、コクゾウモドキ、コクゾウモドキ、ホソカクムネヒラタムシ、ワタミヒゲナガゾウムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十五 し好品・香料及び薬料・染料類であって栽培の用に供さないもの	うこん、くちなし、コーヒー豆、ココア豆、こしょう、薬用にんじん等	ウガンダカクムネヒラタムシ、カシノシマメイガ、コーヒノミキクイムシ、コクゾウモドキ、ステファノデレス・コフェアエ、セトモルファ・ルテラ、ヒメアカカツオブシムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十六 乾燥植物類(乾燥牧草を除く。)	1 乾燥果実及び乾燥野菜、そばがら、葉たばこ、みずごけ、もみぐら等及びさく葉標本	オーストラリアヒョウホンムシ、トリコリヌス・タパキ、トリポリウム・デストルクトル	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
	2 乾燥花き		
十七 わら類	稲わら、麦わら及びなわ、むしろその他のわら工品	ムギチャイロカメムシ	検査荷口の全部の焼却
		ニカメイガ、フタスジカスミカメ イネいもち病菌、オオムギ黒さび病菌、ムギ条斑病菌	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
十八 木材	1 南洋材、米材、北洋材等	アメリカマツノキクイムシ、オナガキバチ、キアシツヤナガシクイムシ、シロホシアナキゾウムシ、スギカミキリ、ダグラスモミオオキクイムシ、ポクトウガ、ヨーロッパニレノキクイムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害動物の付着しているもののくん蒸、熱処理、水没、薬剤処理又は焼却
	2 まだけ、もうそうちく等	タケトラカミキリ、ディノデルス・ブレウイス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
十九 前各項に掲げるもの以外の植物及び容器包装	—	イエカミキリ、スジマダラメイガ、トロゴデルマ・グラブルム、ヒメアカカツオブシムシ、ホソナガシクイムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
二十 輸入を許可された輸入禁止品	—	輸入を許可された検疫有害動物植物以外の検疫有害動物植物	検査荷口の全部又は検疫有害動物植物の付着しているもののくん蒸、熱処理又は焼却

備考 この表に掲げる植物、検疫有害動物は、例示であって、ここに例示されていないものについては、この表に準じて措置するものとする。
本表…全部改正[昭和二十七年七月農林省告示二九〇号]、一部改正[昭和三十三年二月農林省告示一〇六一号、四十七年六月一〇〇号]、全部改正[平成四年六月農林水産省告示七一五号・九年三月三五二号]、一部改正[平成一〇年一月農林水産省告示一七四九号・一十七年四月六七二号・一十八年七月一〇四八号・一九九年三月四〇〇号・二〇年九月一三七八号・二三年三月五四三号]

別表第三 消毒方法の基準[第四条]

方法	検疫有害植物の種類	実施方針の基準			摘要
		薬量又は濃度	処理時間	温度	
一 薬剤浸せき	木本植物、草本植物、さし木、つぎ木、ぼ木、たい木等の外部に付着する各種の検疫有害植物	チオファネートメチル水和剤 五〇〇倍液	一〇分	常温	
		チウラム・ベノミル水和剤 二〇倍液	一〇分～三〇分	常温	
	さつまいも、ばれいしょ、球根類等の外部に付着する各種の検疫有害植物	チウラム・ベノミル水和剤 二〇倍液	一〇分～二〇分	常温	
		銅水和剤 五〇～一〇〇倍液	二〇分	常温	

輸入植物検疫規程

二 薬剤粉衣	栽培用の各種の種子の外部に付着する検疫有害植物	チウラム水和剤 種子一キログラムにつき 二・五グラム	混入後放置	常温	
三 乾熱処理	米、麦、雑穀等に付着する各種の検疫有害植物及びコクジツセンチュウ		一時間 三時間	一〇〇度以上 九〇度以上	
四 温湯浸せき	米、麦、雑穀等に付着する各種の検疫有害植物及びコクジツセンチュウ		三〇分～四五分 三〇分	四五度 六〇度	温湯の温度を精密に保つこと。 処理後乾燥すること。
	球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ		一時間三〇分～二時間	四四度	
五 塩水選	げんげに混入する菌核	比重一・一〇の塩水			浮上した菌核又は麦角を除去、焼却すること。
	麦に混入する麦角	比重一・二〇の塩水			
六 青酸ガス倉庫くん蒸	栽培の用に供する木本植物、草本植物及びその部分又は果実の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の検疫有害動物	倉庫一立方メートルにつき青化ソーダ 一〇・八グラム 五・四グラム	三〇分 "	一〇度～二〇度 二〇度以上	植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては薬害について注意すること。
	果実の表面に付着するカイガラムシ類	倉庫一立方メートルにつき液体青酸 一・八グラム	三〇分	一〇度～二〇度	
七 青酸ガス天幕くん蒸	かんきつ樹その他果樹類に付着するカイガラムシ類	一立方メートルにつき液体青酸 一・八グラム 四・五グラム 一立方メートルにつき青化ソーダ 五・四グラム 一〇・八グラム	一五分 二〇分～三〇分 一五分 二〇分～三〇分	二〇度以上 一〇度以下 二〇度以上 一〇度以下	くん蒸時の温度によりくん蒸時間を注意すること。
		倉庫一立方メートルにつき 四八・五グラム 四〇・五グラム 三二・五グラム 二四・五グラム 一六・〇グラム	二時間 " " " "	五度以上 一〇 " 一五 " 二〇 " 二五 "	
八 臭化メチル倉庫くん蒸	種子又は果実の内部に食入するクリシギゾウムシ等の検疫有害動物	倉庫一立方メートルにつき 四八・五グラム 四〇・五グラム 三二・五グラム 二四・五グラム 一六・〇グラム	二時間 " " " "	五度以上 一〇 " 一五 " 二〇 " 二五 "	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。
	栽培の用に供する植物及びその部分に付着する検疫有害動物	倉庫一立方メートルにつき 四八・五グラム 三二・五グラム	二時間 "	一五度 二〇 "	
	袋詰めされた米、麦、えんどう、コブラ、ココア豆、コーヒー豆、こしょう等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	倉庫一立方メートルにつき 二六グラム 二一グラム 一五グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	ガスを倉庫の上部から噴出させること。
	袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	倉庫一立方メートルにつき 三四グラム 二七グラム 二一グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	
	袋詰めされただいち、いんげん、らっかせい等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	倉庫一立方メートルにつき 四二グラム 三五グラム 二六グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	
	袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいち等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	倉庫一立方メートルにつき 五一グラム 四一グラム 三〇グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	
	木材に付着するキクイムシ等の検疫有害動物	倉庫一立方メートルにつき 四八・五グラム 三二・五グラム	二四時間 "	一五度以下 一五度以上	
九 臭化メチルサイロくん蒸	ばら積みされた米、麦等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	サイロ一立方メートルにつき 三三グラム 二八グラム 二一グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	ばら積みされた植物の内部にガスが浸透するよう一定時間ガスを循環させること
	ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	サイロ一立方メートルにつき 四五グラム 三七グラム 二八グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度～二〇度 二〇度以上	

輸入植物検疫規程

	ばら積みされただいち、いんげん、らっかせい等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(コクジツセンチュウを除く。)	サイロ一立方メートルにつき 四九グラム 四〇グラム 二九グラム	四八時間 " "	一〇度以下 一〇度-二〇度 二〇度以上	
十 燻化アルミニウム倉庫くん蒸	袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず等(ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)	倉庫一立方メートルにつき、燻化水素として 〇・七五グラム	七日間 六日間 五日間	五度-一〇度 一〇度-二〇度 二〇度以上	五度以下の場合には使用しないこと。
十一 燻化アルミニウムサイロくん蒸	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等(ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)	サイロ一立方メートルにつき、燻化水素として 二・〇グラム	七日間 六日間 五日間	五度-一〇度 一〇度-二〇度 二〇度以上	五度以下の場合には使用しないこと。
十二 二酸化炭素 倉庫くん蒸	袋詰めされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)	倉庫内の濃度 四〇-五〇%	二-日間 一-四日間 一〇日間	二〇度-二五度 二五度-三〇度 三〇度以上	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。 別表第四に掲げる特A級の倉庫を使用すること。
		倉庫内の濃度 五〇%以上	一-四日間 一〇日間	二〇度-二五度 二五度以上	
十三 二酸化炭素 サイロくん蒸	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する検疫有害動物(グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及びコクジツセンチュウを除く。)	サイロ内の濃度 四〇-五〇%	二-日間 一-四日間 一〇日間	二〇度-二五度 二五度-三〇度 三〇度以上	ばら積みされた植物の内部にガスが浸透するよう一定時間ガスを循環させること。 別表第五に掲げる特A級のサイロを使用すること。
		サイロ内の濃度 五〇%以上	一-四日間 一〇日間	二〇度-二五度 二五度以上	
十四 臭化メチル、燻化水素及び二酸化炭素の混合ガス倉庫くん蒸	切り花に付着する検疫有害動物	倉庫一立方メートルにつき、臭化メチルとして一四グラム、燻化水素として三グラム及び二酸化炭素五%	四時間	一五度	二酸化炭素の投薬に続いて臭化メチルと燻化水素を混合したガスを投薬し、倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。別表第四に掲げる特A級の倉庫を使用すること。
十五 熱湯処理	木材に食入するキクイムシ等の検疫有害動物	温槽内の温度 八〇度以上	一-二時間		湯の温度を均一にするよう考慮すること。
十六 水没処理	木材に食入するキクイムシ等の検疫有害動物		三〇日以上	常温	淡水又は海水中に完全に水没すること。
十七 MEP又はマラソンを含む油剤の散布	木材に付着するキクイムシ等の検疫有害動物	二・〇%のMEP又はマラソン及び灯油の混合剤を木材の表面一平方メートル当たり三〇〇立方センチメートル以上		常温	

備考 この表(十二項から十四の項までを除く。)に掲げる倉庫くん蒸の場合の実施方法の基準は別表第四に掲げるB級の倉庫を、サイロくん蒸の場合の実施方法の基準は別表五に掲げるB級サイロをそれぞれ標準としたものである。

本表…全部改正[昭和二七年七月農林省告示二九〇号]、一部改正[昭和三三年二月農林省告示一〇六一号・四六年一月農林省告示一七八・一〇月一八二二号・五九年一〇月農林水産省告示二一六八号・平成七年一月八二二号・六月八〇二二号]、全部改正[平成九年三月農林水産省告示三五二二二号]、一部改正[平成一八年七月農林水産省告示第一〇四八号]

別表第四 倉庫の基準[第四条]

区分\級別	特A級	A級	B級	C級
くん蒸ガス保有力(空倉庫一立方メートルにつき臭化メチル一〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率)	八五%以上	七〇%以上	五五%以上	四〇%以上
屋根又は天井	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ三ミリメートル以上のベニヤ板張りもの 二 野地板の上にアスファルトルーフィング(二一平方メートル当たり一〇キログラム以上のもの)を敷き、フェノール樹脂等で完全に目止めしてあるもの 三 野地板の上又は下につくいはモルタル(ラスモルタルを含む。以下同じ。)を二センチメートル以上塗り、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めしてあるもの	同左	同左	同左

輸入植物検疫規程

	四 野地板の上に粘土目止め又は六センチメートル以上の置土をしたものであつて、フェノール樹脂、クラフト紙等で完全に目止めてあるもの 五 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの			
外壁及び仕切壁	次の各号の一に該当するもの 一 厚さ九センチメートル以上のコンクリート造りのもの 二 厚さ一五センチメートル以上の石、れんが又はコンクリートブロック造りのもの 三 厚さ〇・二七メートル以上の亜鉛鉄板張りのもの 四 厚さ三ミリメートル以上のベニヤ張りのもの 五 厚さ三センチメートル以上のモルタル塗りのもの 六 厚さ一センチメートル以上の土又はしつくい塗りのもの 七 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの	同左	同左	同左
床	厚さ一センチメートル以上のコンクリート造りのもの又はこれと同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの	同左	同左	同左
屋根、天井、外壁、仕切壁及び床の接合部	次の各号の一に該当するもの 一 コンクリート又はモルタルで塗りつめたもの 二 しつくい、フェノール樹脂等で塗りつめたもの 三 前各号の一と同等以上の気密性及び耐久性を有すると認められるもの	同左	同左	同左
戸口、窓、換気孔等	鉄扉、亜鉛鉄板、板戸等で完全に密閉しうるものであつて、ガス測定穴及び投薬小戸扉があるもの	同左	同左	同左
錠及び網戸	扉、くぐり戸等の出入口に錠及び網戸が常時備え付けてあるもの	同左	同左	同左

本表…追加[昭和二十七年七月農林省告示二九〇号]、一部改正[昭和三三年一月農林省告示一〇六一号]、全部改正[昭和四六年一月農林省告示一七八号]、一部改正[平成七年一月農林水産省告示八二号]

別表第五 サイロの基準[第四条]

区分\級別	特A級	A級	B級	C級
くん蒸ガス保有力(空サイロ一立方メートルにつき臭化メチル一〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率)	八五%以上	七〇%以上	五五%以上	四〇%以上
構造	コンクリート又は鉄鋼板造りのもの	同左	同左	同左
循環装置	投薬終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの	同左	同左	同左

本表…追加[昭和四六年一月農林省告示一七八号]、一部改正[平成七年六月農林水産省告示八〇二号]

別表第六 木材こん包材の生産国における消毒方法の基準[第六条]

方法	実施の基準							摘要
	薬量(単位グラム毎立方メートル)	処理時間	温度	最小濃度(単位 グラム毎立方メートル)				
				二時間後	四時間後	一二時間後	二四時間後	
一 熱処理		三〇分以上	五六度以上					温度は、木材こん包材の中心温度とすること。
二 臭化メチル燻蒸	六四 五六 四八	二四時間 " "	一〇度以上 一六度以上 二一度以上	四八 四二 三六	四二 三六 三一	三六 三二 二八	三二 二八 二四	濃度測定は、少なくとも二、四、二四時間後に実施すること。

本表…追加[平成一八年一〇月農林省告示一三五二号]

別記様式 木材こん包材の消毒済み表示

